

第5回環境影響評価審査会
事務局資料
令和5年7月10日

2027年国際園芸博覧会の修正が
環境に及ぼす影響に係る答申
(案)

令和5年 月 日

横浜市環境影響評価審査会

令和5年 月 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市環境影響評価審査会
会 長

2027年国際園芸博覧会の修正が
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

令和5年3月16日環創環評第495号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

2027年国際園芸博覧会（以下「本事業」といいます。）は、事業者である公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町で国際園芸博覧会を開催するものです。

本事業は令和4年4月に環境影響評価方法書（以下「方法書」といいます。）が提出され、当審査会において審議し、令和4年10月に答申しました。令和4年10月に方法市長意見書が事業者へ送付され、方法書手続までが終了しています。

その後、事業者は「駐車場区域」及び「バスターミナル」としていた区域を「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」（以下「検討エリア」といいます。）に再編し、それに伴い対象事業実施区域の面積を約100.0haから約150.0haへ拡張したために、事業内容等修正届出書が提出されました。駐車場・バスターミナル等（以下「駐車場等」といいます。）については、検討エリアの一部を活用して整備する予定としています。

当審査会は、この修正後の本事業（以下「新事業計画」といいます。）が環境に及ぼす影響として、方法書手続が終了している段階に鑑み、新事業計画に係る環境影響評価を行う方法について審議を行いました。

審議した結果、事業内容等修正届出書添付資料及び当審査会に提出された補足資料を踏まえると、新事業計画に係る環境影響評価を行う方法は概ね妥当であると認められます。

なお、意見を付しますので、十分に配慮されるよう申し添えます。

（附帯意見）

新事業計画では、検討エリアは約70.0haと示され、その一部を活用しているものの、方法書段階の駐車場等区域の約20.0haに比べて3倍以上の規模に変更されました。そのため、審査会としては、検討エリア内での駐車場等のおおよその位置や規模を中心に、事業者に対して説明を求めました。

事業者からは、検討エリアを4つにゾーニングし、そのうちの環状4号線に隣接する2つの区域を利活用できるよう横浜市と調整を進めていること、駐車場収容台数は最大でも方法書の2倍程度（約6,000台）を想定していること等の説明がありました。事業者の説明を踏まえ、審査会としては、駐車場等の位置は環状4号線に隣接する2つの区域以外のゾーンも駐車場となる可能性があるものとして審査を行いました。

新たな交通（（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業）の活用がシャトルバスに置き換わった状況を考えると、対象事業実施区域への交通集中が高まり、それに起因する周辺への環境影響が懸念されるところです。一日最大10.5万人と想定されている有料来場者を各輸送手段にどのように分担し、パークアンドライドをどの程度活用し、駐車場等に集中する車両をどの程度と想定するかは、予測、評価の前提として非常に重要です。事業者はその点を特に考慮して、事業内容等修正届出書添付資料に記載された事項に加えて、当審査会で審議した内容及び以下に示す事項を次に提出する図書に適切に反映させる必要があります。

なお、本審査は、駐車場の収容台数（約6,000台）など事業者が説明した内容を前提としています。事業者は、その説明した内容について責任を持ち、環境影響評価の根幹となる前提条件を覆すことがないよう申し添えます。

1 事業計画

- (1) 駐車場等について、配置、規模、形状や土地被覆の性状など具体的な整備内容を示すこと。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数についても示すこと。
- (2) 駐車場等の収容台数について、根拠となる時間別の交通需要や滞在者数を示すなど、設定の考え方を明らかにすること。なお、設定にあたって参考とした過去の事例と新事業計画の類似性を示すこと。また、駐車場等を円滑に運用するため、博覧会入場時刻の指定、公共交通機関やパークアンドライド駐車場への誘導などの方策を検討すること。
- (3) 輸送計画について、自家用車、団体バス、シャトルバスといった輸送手段別に、走行台数、走行ルート、駐車場等における駐車エリア、収容台数、出入口の位置などを示すこと。
- (4) 駐車場等の整備により、土地被覆の人工化が広範囲に及ぶと想定されるこ

とから、駐車場等の緑化を積極的に検討すること。

2 環境影響評価項目

(1) 生物多様性

動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえること。

(2) 水循環

検討エリアが大門川及び相沢川の流域にもかかり、土地被覆の変化による河川の流量への影響が想定されることから、堀谷戸川に加えて、これらの河川についても調査、予測、評価すること。

(3) 地域社会

駐車場等の出入口における交通混雑の発生が懸念されることから、過去の類似事例の実績を参考に時間帯別の入場、退場台数を推定し、それらが最大となる時間帯における駐車場等の出入口に起因する車両の滞留がどの程度発生するか予測、評価すること。併せて、その予測結果も踏まえて周辺道路の交通混雑を予測、評価すること。

(4) 景観

拡張する駐車場等において、ゾーニングで示した相沢川周辺の区域における景観の変化を把握するため、調査地点を追加すること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和5年3月7日	事業者は横浜市環境影響評価条例第39条第1項に基づく事業内容等修正届出書及び事業内容等修正届出書添付資料を市長に提出
令和5年3月16日	環境影響評価審査会 市長は事業内容等修正届出書の提出を受け、修正が環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事務局説明（事業内容の修正に関する手続について）、事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和5年4月27日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和5年6月12日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和5年6月22日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和5年7月10日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧、答申案）及び審議

■ 事業者が環境影響評価審査会に提出した補足資料

- 1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について
- 2 交通分担率について
- 3 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について
- 4 駐車場の撤去に伴う廃棄物について
- 5 本博覧会と公園整備事業について
- 6 方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について
- 7 駐車場・バスターミナル等の整備区域における予測・評価の考え方について
- 8 駐車場・バスターミナル等の整備区域における生物の移動に対する対策について
- 9 交通分担率について
- 10 景観調査地点の追加について
- 11 駐車場出入口の交通混雑に関する予測評価について
- 12 駐車場の収容台数の考え方について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

石川 義弘
稲垣 景子
上野 佳奈子
奥 真美
片谷 教孝
菊本 統
酒井 暁子
田中 稲子
田中 修三
田中 伸治
中西 正彦
藤井 幹
藤倉 まなみ
宮澤 廣幸
横田 樹広

五十音順 敬称略